

宇都宮市認知症事故救済事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症が原因で生じた事故に対する市民の経済的負担を低減する「宇都宮市認知症事故救済事業」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症の人 本市から要介護（要支援）認定を受けている者であってその認定審査において「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクがⅠ以上かつ「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」のランクがⅡ以下に該当していた者その他その者に準ずるものとして本市が別に定める者をいう。
- (2) 認知症事故 認知症の行動・心理症状が原因となって、認知症の人が他人の生命、身体又は財物に損害を与えることをいう。

(事業対象者)

第3条 本事業は、あらかじめ認知症の人として市長が決定した者（以下「事業対象者」という。）を対象とする。

- 2 市長は、前項の決定を行った場合に、事業対象者に対して別に定める証書を交付する。
- 3 事業対象者は、第1項の決定を拒否することができる。

(事業の内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる制度を併用したものとし、その制度の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付制度 法律上の賠償責任の有無にかかわらず、認知症事故によって損害を受けた者（以下「相手方」という。）に対して給付金を支給する。
 - (2) 賠償責任保険制度 認知症事故により事業対象者が法律上の賠償責任を負った場合に、保険金を支給する。
- 2 前項第2号の賠償責任は、事業対象者が誤って線路に立ち入る等して電車を止めてしまった場合に、鉄道会社から請求されるもの及び管理財物（他人から預かった物品・レンタル品等の受託品及びホテル等の宿泊が可能な施設内の動産に限る。）を損壊したことによって事業対象者が負担するものを含むものとする。

(保険契約)

第5条 本市は、本事業を運営するため、損害保険会社と損害保険契約を締結する。

(適用範囲)

第6条 本事業の適用は、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 給付制度 個人を相手方とする認知症事故が発生した場合に、本事業を適用する。
- (2) 賠償責任保険制度 個人又は法人を相手方とする認知症事故が発生した場合に、本事業を適用する。

(適用除外)

第7条 前条各号の規定にかかわらず、認知症事故が第1号から第5号までに掲げる事由に起因して発生した場合又は第6号から第8号までに掲げる事項に該当した場合にあっては、当該事故について、本事業を適用しない。

- (1) 事業対象者若しくは相手方の故意又は重過失
- (2) 戦争、変乱、暴動、労働争議又は政治的若しくは社会的騒じょう
- (3) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害
- (4) 事業対象者若しくは相手方の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (5) 事業対象者又は相手方の無資格運転、酒気帯び運転等
- (6) 事業対象者若しくは相手方の脳疾患、疾病又は心身喪失（事業対象者の認知症疾患を除く。）
- (7) 事業対象者若しくは相手方の他覚症状のない頸椎捻挫又は腰痛
- (8) 事故の証明が得られない事故

2 前項に掲げるもののほか、第5条に定める損害保険契約において保険の対象とされていないものについては、本事業は適用しない。

(保険金及び給付金の額)

第8条 認知症事故に係る給付金及び保険金の額は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 給付制度 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる支払事由に該当した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる給付金の額
- (2) 賠償責任保険制度 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる支払事由に該当した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる保険金の額

2 前項第1号の給付金は、同項第2号の保険金を先に支給した場合は、支給しない。

3 第1項第2号の保険金は、その額が同項第1号の給付金の額を上回る場合に、当該給

付金の額を控除して支給するものとする。

(認知症事故の報告)

第9条 認知症の人、その代理人又は認知症事故の相手方は、認知症事故が発生したと認められるときは、事故があった日から30日以内に、別に定める事故報告書を市長に提出しなければならない。

(判定委員会)

第10条 前条の事故報告書の事故が事業対象者の認知症疾患を原因とするものであるかどうかを判定するため、宇都宮市認知症事故判定委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(給付金の額の決定)

第11条 市長は、前条の判定の結果、当該事故が事業対象者の認知症疾患を原因とするものであると認めたときは、損害保険会社に対して当該事故の報告を行うものとする。

2 損害保険会社は、前項の報告を受けた場合は、第5条に定める損害保険契約に基づいて当該事故に係る給付金及び保険金の額を決定し、当該事故に係る事業対象者及び相手方に通知するものとする。

(給付金及び保険金の請求手続き)

第12条 認知症事故に係る給付金及び保険金の請求は、次の各号に掲げる手続きによる。

(1) 給付制度 第9条の事故報告があった日から180日以内に、認知症事故の相手方(死亡している場合はその法定相続人)が市長に請求するものとする。この場合において、市長は、請求を受けた給付金相当分を損害保険会社に請求し、損害保険会社が当該給付金を請求者が指定した口座へ振り込むことにより、給付金の支払いに代えることとする。

(2) 賠償責任保険制度 事業対象者と認知症事故の相手方との間で法律上の問題がすべて解決した後、認知症事故の相手方(死亡している場合はその法定相続人)が損害保険会社に請求するものとする。

2 前項各号の請求は、前条第2項の通知がなされた日以降でなければすることができない。

(事業費)

第13条 本事業は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の49の規定に基づき保健福祉事業として実施する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、第5条に定める損害保険契約に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表 1

区 分	支払事由	給付金の額
死亡給付	当該事故の日に認知症事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したとき（当該事故の日に市民である者に限る）	1人につき 3,000万円以下
後遺障害給付	認知症事故を原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき（当該事故の日に市民である者に限る）	1人につき 75万円以上 3,000万円以下
入院給付	認知症事故を原因として、生活機能又は業務能力の滅失をきたし、入院し、医師の治療を受けたとき（当該事故の日に市民である者に限る）	1人につき 7日以内 2万円 8～14日 3万円 15～30日 5万円 31日以上 10万円
通院給付	認知症事故を原因として、生活機能又は業務能力の減少をきたし、医師の治療を受けたとき（当該事故の日に市民である者に限る）	1人につき 7日以内 1万円 8～14日 2万円 15～30日 3万円 31日以上 5万円
財物損壊給付	認知症事故を原因として、所有する財物が損壊したとき（当該事故の日に市民である者に限る）	1人につき 10万円以下
休業損害給付	認知症事故を原因として、業務能力の滅失又は減少をきたし、就業不能になったとき（当該事故の日に市民である者に限る）	1人につき 5万円以下
見舞費用給付	認知症事故の日に市外に住民登録がある者であって、認知症事故を原因として、死亡、後遺障害、入院、通院、財物損壊又は休業損害を生じたとき	1人につき 10万円以下

別表 2

区 分	支払事由	保険金の額
身体賠償	認知症事故を原因として、他人の身体に損害を与え、事業対象者が損害賠償責任を負ったとき	1 事故につき 2 億円以下
財物賠償	認知症事故を原因として、他人の財物に損害を与え、事業対象者が損害賠償責任を負ったとき	1 事故につき 2 億円以下